

総 基 料 5 7 号  
平成16年3月10日

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 上野 至大 殿

総務省総合通信基盤局長  
有 富 寛 一 郎

DSL回線管理運営費に関して講ずべき措置等について

標記に関し、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成15年度接続料等の改定）」（平成15年12月11日付け諮問第1106号）に対する情報通信審議会の答申（平成16年2月17日付け情通審19号）において別紙のとおり、提言が行われたところである。

これに関しては、下記のとおり貴社において適切な措置を講じるとともに、その講じた内容について報告されたい。

記

- (1) 平成16年6月末までに実際に要する費用の把握方法等について総務省に報告を行い、その結果を踏まえて平成16年度のDSL回線管理運営費を適正に算定すること。
- (2) 同一の接続事業者に複数のPVC回線が設定される場合であっても、基本料部分を含めて接続事業者の料金設定とすること。
- (3) DSL回線設置手続きに係る収入の控除を行う費用区分の細分化等の方法について検討を行い、その結果を平成16年6月末までに総務省に報告を行い、平成15年度接続会計に反映させること。

- (4) 工事内容に応じた施工結果確認の方法について検討を行い、その結果について、平成16年3月末までに総務省に報告を行うこと。
- (5) 電力設備及び空調設備に係る設備使用料がより適正なものとなるよう新たな算定方法について検討を行い、平成16年度接続料の再計算に併せて報告すること。
- (6) 透明性の確保のため、次年度から接続会計報告書において、接続事業者が負担するコロケーション費用について土地・建物、電気料、電力設備使用料等に区分して記載すること。
- (7) コロケーションに係る収入の控除を行う費用区分の細分化等の方法について検討を行い、その結果を平成16年6月末までに総務省に報告を行い、平成15年度接続会計に反映させること。
- (8) DSL開通工事費に係る収入の控除を行う費用区分の細分化等の方法について検討を行い、その結果を平成16年6月末までに総務省に報告を行うとともに、可能な限り早期に接続会計に反映させ、場合によってはDSL開通工事費の見直しを行うこと。

## 答 申 書

平成15年12月11日付け諮問第1106号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申します。

## 記

1. 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更については、諮問のとおり認可することが適当と考えられる。
2. なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。
  - (1) NTT東日本・西日本において、平成16年6月末までに実際に要する費用の把握方法等について総務省に報告を行い、その結果を踏まえて平成16年度のDSL回線管理運営費を適正に算定すること。（考え方3）
  - (2) NTT東日本・西日本において、同一の接続事業者複数のPVC回線が設定される場合であっても、基本料部分を含めて接続事業者の料金設定とすること。（考え方13）
  - (3) NTT東日本・西日本において、DSL回線設置手続きに係る収入の控除を行う費用区分の細分化等の方法について検討を行い、その結果を平成16年6月末までに総務省に報告を行い、平成15年度接続会計に反映させること。（考え方22）
  - (4) NTT東日本・西日本において、工事内容に応じた施工結果確認の方法について検討を行い、その検討結果について、平成16年3月末までに総務省に報告を行うこと。（考え方25）
  - (5) NTT東日本・西日本において、電力設備及び空調設備に係る設備使用料がより適正なものとなるよう新たな算定方法について検討を行い、平成16年度接続料の再計算に併せて報告すること。（考え方32）
  - (6) NTT東日本・西日本において、透明性の確保のため、次年度から接続会計報告書において、接続事業者が負担するコロケーション費用について土地・建物、電気料、電力設備使用料等に区分して記載すること。（考え方33）

- (7) NTT東日本・西日本において、コロケーションに係る収入の控除を行う費用区分の細分化等の方法について検討を行い、その結果を平成16年6月末までに総務省に報告を行い、平成15年度接続会計に反映させること。(考え方33)
- (8) NTT東日本・西日本において、DSL開通工事費に係る収入の控除を行う費用区分の細分化等の方法について検討を行い、その結果を平成16年6月末までに総務省に報告を行い、可能な限り早期に接続会計に反映させ、場合によってはDSL開通工事費の見直しを行うこと。(考え方36)

## 答 申 書

平成15年12月11日付け諮問第1106号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申します。

## 記

1. 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更については、諮問のとおり認可することが適当と考えられる。
2. なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。
  - (1) NTT東日本・西日本において、平成16年6月末までに実際に要する費用の把握方法等について総務省に報告を行い、その結果を踏まえて平成16年度のDSL回線管理運営費を適正に算定すること。（考え方3）
  - (2) NTT東日本・西日本において、同一の接続事業者複数のPVC回線が設定される場合であっても、基本料部分を含めて接続事業者の料金設定とすること。（考え方13）
  - (3) NTT東日本・西日本において、DSL回線設置手続きに係る収入の控除を行う費用区分の細分化等の方法について検討を行い、その結果を平成16年6月末までに総務省に報告を行い、平成15年度接続会計に反映させること。（考え方22）
  - (4) NTT東日本・西日本において、工事内容に応じた施工結果確認の方法について検討を行い、その検討結果について、平成16年3月末までに総務省に報告を行うこと。（考え方25）
  - (5) NTT東日本・西日本において、電力設備及び空調設備に係る設備使用料がより適正なものとなるよう新たな算定方法について検討を行い、平成16年度接続料の再計算に併せて報告すること。（考え方32）
  - (6) NTT東日本・西日本において、透明性の確保のため、次年度から接続会計報告書において、接続事業者が負担するコロケーション費用について土地・建物、電気料、電力設備使用料等に区分して記載すること。（考え方33）

- (7) NTT東日本・西日本において、コロケーションに係る収入の控除を行う費用区分の細分化等の方法について検討を行い、その結果を平成16年6月末までに総務省に報告を行い、平成15年度接続会計に反映させること。(考え方33)
- (8) NTT東日本・西日本において、DSL開通工事費に係る収入の控除を行う費用区分の細分化等の方法について検討を行い、その結果を平成16年6月末までに総務省に報告を行い、可能な限り早期に接続会計に反映させ、場合によってはDSL開通工事費の見直しを行うこと。(考え方36)

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する  
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方  
 (実際費用方式に基づく平成14年度の接続料等の改定) (案)

1 総論	意見	再意見	考え方
<p>意見1 今回の接続約款の変更案を評価する。</p> <p>○ 今回の接続料変更案については全体的に低廉化の傾向にあり、また、平成14年2月14日付情報通信審議会答申を踏まえ、NTT東西殿別の工事費・手続費が算定されるなど、一定の評価が出来るものと考えております。(JT)</p>	<p>再意見1</p>		
<p>意見2 ヤードステイック競争を通じた接続料の更なる低廉化を図るべき。</p> <p>○ 前回の接続料改定の際、一部の接続料を除き原則として東西別の接続料となりましたが、この目的は東西間にヤードステイック競争を導入することです。この観点から、特に、NTT東西殿でともに値上げとなる接続料、およびNTT東殿とNTT西殿で値下げ、値上げと異なる接続料については、御省においてその背景を充分ご吟味いただき、これを通じ両社の一層の経営効率化を促進し、引いては接続料のさらなる低廉化を実現していただきたいと思っております。(C&amp;WIDC)</p>	<p>再意見2 (意見2同旨)</p> <p>○ ケーブルアンド・ワイヤレス・アイディンシー株式会社殿の意見に賛同致します。                  NTT東西殿の間において接続料に差を設けることにより、今後、NTT東西殿の間の競争が促進され、一層のコスト削減効果が期待されるものと認識しております。                  こうしたNTT東西殿の経営効率化により接続料が低廉化されますことは、結果として利用者利便の向上につながることもあり、利用者及び電気通信事業者共に歓迎できるものであると考えます。(ボーダフォン)</p> <p>○ ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディンシー株式会社殿意見に賛同致します。                  弊社意見書でも述べましたが、今回の変更案における高</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>

速デジタル専用線の接続料においてNTT東西間の動きに顕著な差異(=NTT東日本での全般的な値上がり・NTT西日本での値下がり)がみられます。弊社は、NTT西日本と比べてNTT東日本のコスト低減率が低いことが理由であると考えております。NTT再編の趣旨の一つに東西間におけるヤードステイク競争の導入が挙げられますが、NTT東西殿においてはヤードステイク競争の意義を踏まえた上で、更なるコスト削減及び接続料の低廉化に努めるべきと考えます。(JT)

考 え 方

再意見3-1 (意見3同旨)

考え方3  
DSLサービスに係る回線管理運営費については、その設定当初においてDSLサービスの回線数が少なく回線当たりの実際に要する費用が大きかったため、需要が多く安定していた公衆網回線の回線管理運営機能の費用と併せて原価を算定しているものである。この方法は、ある種、将来原価的な発想であり、それ自体は合理的な考えに基づくものである。

しかしながら、意見にあるとおりDSLサービスの加入者数が急増したことから、場合によってはDSLサービスの回線当たりの実際に要する回線管理運営費が公衆網回線のそれを下回っている可能性も否定できない。したがって、NTT東日本・西日本に

速デジタル専用線の接続料においてNTT東西間の動きに顕著な差異(=NTT東日本での全般的な値上がり・NTT西日本での値下がり)がみられます。弊社は、NTT西日本と比べてNTT東日本のコスト低減率が低いことが理由であるとと考えております。NTT再編の趣旨の一つに東西間におけるヤードステイク競争の導入が挙げられますが、NTT東西殿においてはヤードステイク競争の意義を踏まえた上で、更なるコスト削減及び接続料の低廉化に努めるべきと考えます。(JT)

再 意 見

意見3 公衆網回線の回線管理運営機能をもってラインシェアリングの回線管理運営費とするのではなく、DSLサービスに係る実際の費用をもって回線管理運営費を算定すべき。

○ 実際費用方式に基づく接続料の内、端末回線伝送機能のラインシェアリング区分の回線管理運営費は、算定方法が適切でなく、結果として算定額が過大であり、認可すべきでないと考えます。

以下具体的に述べます。

(1) NTT東西の接続約款変更説明会において、電話サービスのに係る回線管理運営費をもってラインシェアリングの回線管理運営費に当てているとの説明があったと理解しております。ラインシェアリングの回線管理運営費はNTT東西の資料「網使用料算定根拠」を参照しても加入電話サービスを主とする公衆網回線の回線管理運営機能の実際費用を使用して算定されています。DSLサービスの開始された当初は実績となるデータがな

○ ソフトバンクBB株式会社殿のラインシェアリング回線管理運営費に関する意見に賛成します。弊社意見書(平成16年1月7日提出)にも述べましたが回線管理運営費の見直しを早急に行っていただけですよ強く要望いたします。(イーアクセス)

○ ラインシェアリングの料金

	12年度	13年度	14年度	15年度
NTT 東日本 線・月	187円/回	173円/回 (▲7.5%)	168円/回 (▲2.9%)	158円/回 (▲6.0%)
NTT 西日本 線・月	187円/回	173円/回 (▲7.5%)	176円/回 (+1.7%)	165円/回 (▲6.3%)

NTT東日本・西日本殿 03年12月11日発表 申請の概要より抜粋



<p>く公衆網回線の実績を使用したとしてもやむを得ませんが、既にDSLサービスが開始されて3年が経過し利用者が1千万を超えるまでに普及していることを考えると、DSLサービスに係る実際の費用をもって算定すべきです。公衆網回線の回線管理運営機能に係る費用をもってラインシェアリングの回線管理運営費とすることとは、実際費用方式に基づく接続料算定として適切でないと考えます。</p>	<p>おいては、平成16年6月末までに実際に要する費用の把握方法等について総務省に報告を行い、その結果を踏まえて平成16年度のDSL回線管理運営費を適正に算定することが適当である。</p>
<p>(2) 公衆網回線の回線管理運営機能に係る費用をもってラインシェアリングの回線管理運営費として算定した結果、接続料が割高となっております。</p> <p>① 費用の内訳として料金計算に係る費用が大きい割合を占めていますが、ラインシェアリングの料金は定額制であり、実際に発生している費用は電話サービスに比べるとはるかに小額です。</p> <p>② DB管理は公衆回線とラインシェアリングでごく一部は共用しているものと推察できますが、DB管理に係る費用の大部分は公衆回線のために使用されていることから単純にDB管理に係る費用を回線管理運営機能対応回線数で除すべきではありません。</p>	<p>上記表に記載の通り15年度はNTT東日本殿158円/回線(▲10円、▲6.0%14年度比)、NTT西日本殿165円/回線(▲11円、▲6.3%14年度比)と両社殿とも僅かながら値下げがなされており、(NTT西日本殿は176円/回線(+3円、+1.7%13年度比)と14年度は値上げがなされているが。)低コスト経営努力の現われだとは思われます。しかし、よりいっそうの低コスト経営努力を行っていただき更なる料金の低廉化は可能であると見込めます。</p> <p>したがって、ソフトバンクB殿のこの料金での認可しないようにという意見は妥当であり、再度適切な算定基準を用いた費用でNTT東日本殿・NTT西日本殿には計上していただき、その料金を総務省殿には認可していただくようお願い申し上げます。</p> <p>DSL利用ユーザの費用負担軽減に貢献いただくようお願い申し上げます。(福井崇人)</p>
<p>(3) 公衆回線とラインシェアリングの回線管理運営は上述のようにDB管理の一部を共用すること等もあるかと考えますが、ほとんどの回線管理運営は公衆回線とラインシェアリングでは別個のものであり、ラインシェアリングの回線管理運営は公衆回線のそれと比べてはるかに簡易に構築されており、従ってその費用は軽微なものと考えられます。(SBB)</p> <p>○ また、DSLおよびクワイバの回線管理費用は接続料金が設定された際に「需要がまだ少ないから電話の回線管理費用を準用する」ということで3年もの間運用されてきました。</p>	<p>再意見3-2 回線管理運営費はサービス別の費用を分計ができていないことから、電話やDSL等合計のコストから算定している。</p> <p>○ 回線管理運営費については、現時点ではサービス別に費用分計ができていないため、電話やDSL等合計のコストから料金を設定しております。(NTT東日本)</p> <p>○ 回線管理運営費については、現時点ではサービス別に費用分計ができていないため、電話やDSL等合計のコストから料金を設定しております。(NTT西日本)</p>

現在ではDSLもダークファイバも相当な需要になっていきますので、再度、算定方法について見直しただけですよう強く要望いたします。(イーアクセス)

意見4 メガデータネットの回線管理運営費は設置手続費相当のコストを除いた安い料金が適用される。DSLやダークファイバに係る回線管理運営費の値下げを検討すべき。

○ 特に、NTT東西は、「メガデータネット」の回線管理運営費について接続専用線の回線運営費を準用し、さらには「専用線の回線管理運営費には設置手続費(800円)相当のコストを含むことからメガデータネットの設置手続費収入を控除」するとして、新規回線も既設回線も毎月東77円、西81円の減額を行うとしています。NTT東西が主催する接続料金の説明会(平成15年12月19日開催)で、弊社が「メガデータネットと同様にDSLやダークファイバで800円払ったら東77円、西81円値下げしてくれるのか?」と質問したところ、NTT東西からは「DSLもダークファイバも電話の回線管理費を準用しているからそうはならない」と回答がありました。需要の多いDSLやダークファイバの回線管理費について値下げの検討がされずに、先にメガデータネットの値下げを検討すること自体、非常に問題があると考えます。

メガデータネットの回線管理費用を東77円、西81円値下げする前に、NTT東西はDSL及びダークファイバの回線管理費を値下げするよう早急に検討すべきと考えます。(イーアクセス)

再意見4 メガデータネットが準用する接続専用線の回線管理運営費には設置手続費相当のコストが含まれていることから、原価からこの収入を控除したものの。

○ メガデータネットの回線管理運営費は、個別コストの把握ができていないため接続専用線の回線管理運営費を準用しております。接続専用線には設置手続費が存在しないため回線管理運営費の原価に設置手続費相当のコストが含まれておりますが、メガデータネットの場合は別途設置手続費を頂くことから、2重取りとならないよう、原価から当該収入を控除しております。

一方、DSL回線管理運営費については、既に原価から設置手続費相当が控除されており、また、更に一時金を頂くことは想定しておりません。(NTT東日本)

○ メガデータネットの回線管理運営費は、個別コストの把握ができていないため接続専用線の回線管理運営費を準用しております。接続専用線には設置手続費が存在しないため回線管理運営費の原価に設置手続費相当のコストが含まれておりますが、メガデータネットの場合は別途設置手続費を頂くことから、2重取りとならないよう、原価から当該収入を控除しております。

一方、DSL回線管理運営費については、既に原価から設置手続費相当が控除されており、また、更に一時金を頂くことは想定しておりません。(NTT西日本)

考え方4

再意見5 ドライカッパの接続料は更に低く設定すべき。

○ ドライカッパの料金

	1.2年度	1.3年度	1.4年度	1.5年度
NTT 東日本	2,062 円/回線・ 月	1,933 円/回線・ 月 (▲6.3%)	1,829 円/回線・月 (▲5.4%)	1,782 円/回線・月 (▲2.6%)
NTT 西日本	2,062 円/回線・ 月	1,933 円/回線・ 月 (▲6.3%)	1,429 円/回線・月 (▲26.1%)	1,385 円/回線/月 (▲3.1%)
			1,950 円/回線・月 (+0.9%)	1,856 円/回線・月 (▲4.8%)
			1,546 円/回線・月 (▲20.0%)	1,453 円/回線/月 (▲6.0%)

(注) 上段が平成15年04月～10月までの間に適用料金。  
下段が平成15年11月～平成16年03月までの間に適用料金。  
NTT東日本殿・西日本殿 03年12月11発表申請の概要より抜粋

上記表に記載の通り15年度はNTT東日本殿1,782円/回線・月(▲4.7円、▲2.6%14年度比)～1,385円/回線/月(▲4.4円、▲3.1%14年度比)、NTT西日本殿1,856円/回線・月(▲94円、▲4.8%14年度比)～1,453円/回線/月(▲93円、▲6.0%14年度比)と両社殿とも僅かながら値下げがなされており、(NTT西日本殿は1,950円/回線・月(+17円、+0.7%13年度比)と14年度は値上げがなされている期間も存在するが。)低コスト経営努力の現われだとは思われます。しかし、よりいっその低コスト経営努力を行っていただき更なる料金の低廉化は可能であると見込めます。

したがって、この料金での認可はしないで、再度値下げした料金をNTT東日本殿・NTT西日本殿には計上していただき、その料金を総務省殿には認可していただくようお願い申し上げます。

考え方5

本件申請に係る接続料は、法令に従い適正に再計算・算定した結果であり、これらを認可しない合理的な理由は認められない。

ただし、NTT東日本・西日本において引き続き費用削減に努めることが強く望まれることは当然である。

	<p>DSL利用ユーザの費用負担軽減に貢献いただきたく お願い申し上げます。(福井崇人)</p>														
<p>3 端末系交換機能</p>	<p>再意見</p>	<p>考え方</p>													
<p>意見6 端末系交換機能は、東西別の接続料とすべき。</p> <p>○ 端末系交換機能の接続料金について</p> <table border="1" data-bbox="598 1310 869 2049"> <tr> <td colspan="2">変更案</td> </tr> <tr> <td>料金表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1表 接続料金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1 網使用料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 通用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 料金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-2 端末系交換機能</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【意見】 東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という)は別会社であり、両社では原価も通信量も異なるものと考えられます。今回NTT東西が申請しております端末系交換機能の接続料金は、両社の原価及び通信料を合算して算定しており、認可することは不適當であると考えます。端末系交換機能についても、端末回線伝送機能や通信路設定伝送機能等の他の機能と同様に、NTT東西間の競争を促進するというNTT再編成の主旨を踏まえ、会社毎に適正な原価を算定する方式に切り替える事が必要と考えます。(KDDI)</p>	変更案		料金表		第1表 接続料金		第1 網使用料		1 通用		2 料金額		2-2 端末系交換機能	(略)	<p>再意見6 端末系交換機能は、東西合算したコストをもとに原価を算定することが省令に規定されている。</p> <p>○ 端末系交換機能について東西合算したコストをもとに接続料を算定することについては省令で定められているところであり、(NTT東日本)</p> <p>○ 端末系交換機能について東西合算したコストをもとに接続料を算定することについては省令で定められているところであり、(NTT西日本)</p> <p>考え方6 ユニバーサルサービスである電話通話料の地域格差に繋がるおそれのある端末系交換機能等に係る東西別接続料の設定については、十分社会的コンセンサスが得られているとは言い切れないことから、平成15年4月に施行された接続料規則の一部を改正する省令において、平成16年度までの間は東西均一とするとされたところである。</p>
変更案															
料金表															
第1表 接続料金															
第1 網使用料															
1 通用															
2 料金額															
2-2 端末系交換機能	(略)														
<p>4 中継伝送機能</p>															

意見

意見7 需要へ対応するための一時的な使用率の低下はある程度はやむを得ないが、値上げという形で接続事業者に転嫁される事は避けるべき。

○ 光信号局内伝送路を使用する場合の加算料について

【変更案】

【現行料金との比較】

光信号局内伝送路	(単位：円)	
	現行	申請案
NTT東日本	368	475
NTT西日本	325	373
		値上げ額
		107
		48

【芯線使用率の変動】

芯線使用率	申請案	
	現行	申請案
NTT東日本	87.7%	66.3%
NTT西日本	91.8%	75.9%

【意見】

(1) 芯線使用率と納期について

今回の申請案では、現行料金と比べて大幅な値上げとなっております。値上げの大きな原因として、芯線使用率の低下及び、1芯当たりのコストが高い2芯ケーブルの構成比が高まったことが原因と考えられます。需要へ対応するための一時的な使用率の低下はある程度はやむを得ないとも考えますが、値上げという形で接続事業者に転嫁される事は避けるべきと考えます。また、1芯当たりのコストが低い多芯ケーブルを活用する等効率的な投資をしていただきたいと考えております。

また、計画的な設備投資により、NTT東西に申し込んでから、事業者へ引き渡されるまでの納期の短縮化等、利便性の向上に努めていただきたいと考えます。(KDDI)

再意見

再意見7-1 (意見5同旨)

○ 局内光ファイバの接続料は、NTT東日本は現行の368円から475円と約30%の値上げ案、NTT西日本は現行の325円から373円と約15%の値上げ案、となっております。この理由は、「芯線使用率が低下(NTT東日本では平成14年9月末：88.7%→平成15年9月末：66.3%、NTT西日本では平成14年9月末：91.8%→平成15年9月末：75.9%)した」ためとされています。しかし、実際の理由は芯線使用率の低下によるものではなく、芯線あたりのコストが高い2芯ケーブルを多用することによるものと思われ、次点を確認して頂きたいと考えます。

- ① 2芯ケーブルが多用されているが、芯線あたりのコストが安い複数芯ケーブルを設備するべきではないのか。
- ② ケーブルのコストは大部分が工事費であり、2芯ケーブルであっても複数芯ケーブルであっても大差がないと思われるところ、「物品費及び取付費」は、NTT東日本が2芯ケーブルで58,165円・3芯ケーブルで314,562円、NTT西日本が2芯ケーブルで59,451円・3芯ケーブルで302,202円とされており芯線数による開きが大き過ぎる。物品費と取付費は、別計し、取付費の算出方法は効率よく工事を行った場合の工事費をベースとして算出するように見直すべきではないか。(SBB)

○ KDDI株式会社殿意見及びケーブル・アンド・ワイヤレス・アイデーション株式会社殿意見に賛同致します。

考 え 方

考え方7

確かに局内光ファイバの接続料は引上げとなっているが、これは加入ダークファイバの利用増によって1芯の局内光ファイバの申込み、つまり2芯ケーブルの利用が相対的に増え、芯線使用率が低下したことによるものである。

なお、NTT東日本・西日本においては、接続事業者が局内光ファイバを効率的に設置することを可能とするため、FTMに近接した場所に中間配線盤を設置しており、これを活用することにより、接続事業者はNTT東日本・西日本の局内光ファイバと接続をしながらも効率的にケーブルを敷設することが可能である。

○ 局内ファイバの接続料値上げの主な要因は、ファイバの芯線使用率が低下したことにあると思いますが、御省におかれましては芯線使用率低下の背景を充分ご検討いただき、そこに非効率が含まれていないかをご確認いただきたいと思います。仮に、今回の芯線使用率の低下がNTT東西殿による非効率な局内ファイバ敷設にあるのであれば、非効率に敷設された局内ファイバは今回の算定対象から除外されるべきです。

芯数別の敷設ケーブル芯線数の推移を見ると、以下のよう  
平成14年9月末から平成15年9月末までの一年間で、特に2  
芯ケーブルの芯線数が急激に増加しています。

	平成14年9月末	平成15年9月末	増加倍数
NTT東殿2芯ケーブル芯線数	772	→ 14,700	19倍
NTT西殿2芯ケーブル芯線数	936	→ 8,212	8.8倍

この芯線数の急激な増加には、以下のような非効率が含まれている可能性がありまので、このような非効率は接続料の算定から除外されるべきです。

- ・ 敷設された芯線数は予想された需要に対して過剰だったのではないか。
  - ・ 1芯あたりコストの高い2芯ケーブルではなく、1芯あたりコストのより安い多数芯ケーブル(4~32芯)を敷設することが可能だったのではないか。
- なお、弊社といたしましては、32芯ケーブルなどの多芯数ケーブルの増加は長期的に接続料の低廉化をもたらし可能性があると考えますので、ファイバ芯数の増加自体に疑義を申し述べているものではありません。NTT東西殿においては、適切に将来需要を勘案しながら可能な限り多芯数ケーブルを敷設するなどの効率化措置を図ることにより長期的にファイバ料金の低減化を図っていただきたいと考えます。(C&WIDC)

NTT東西殿における芯線使用率低下の理由の分析をせずに、局内光ファイバ接続料の値上げが安易に認められるべきではないと考えます。NTT東西殿においては、現行の局内ファイバ敷設が効率的であるか、多芯数ケーブルの活用が可能であるか等を十分考慮することで、接続料の値上げを回避するよう試みるべきと考えます。(JT)

再意見7-2 芯線使用率の低下は、他事業者からの1芯単位での申込が増加したことによるものがある。仮に多芯数ケーブルの敷設を行う場合には、当初は芯線使用率が低下するため接続料水準はかえって上昇する。

○ 芯線使用率の低下については、他事業者様からの1芯単位での申込が増加したことによるものであり、当社の対応によるものではないと考えます。なお、仮に多芯数ケーブルの敷設を行う場合には、当初は芯線使用率が低下するたため接続料水準はかえって上昇するものと考えます。(NTT東日本)

○ 芯線使用率の低下については、他事業者様からの1芯単位での申込が増加したことによるものであり、当社の対応によるものではないと考えます。なお、仮に多芯数ケーブルの敷設を行う場合には、当初は芯線使用率が低下するたため接続料水準はかえって上昇するものと考えます。(NTT西日本)